

---

---

# 廃棄物事業の歩みと将来

大阪人間科学大学非常勤講師 福永 勲

---

---

廃棄物処理事業の過去を振り返り、現状を総括して、これを機会に、将来の循環型社会を作るために何をすべきか、ともに考えましょう。

## 1. 廃棄物処理の過去

### (1) 江戸時代以前

江戸時代以前は、人々のもの不足を反映して、自ずと資源循環型社会がつくられていた(平成13年度版循環白書)。稲藁、灰の利用、提灯の張替え、古着の回収、廃棄物の回収ルートなどを事例に。

### (2) 明治時代から現代

明治時代は、コレラなどの公衆衛生問題に端を発して、ごみ処理が公営化された。そして、廃品回収からごみ処理の時代へ、生ごみ埋立から焼却処理オンリーへ移行してきた。その長所と短所を探る。

## 2. 廃棄物処理の現状

### (1) 日本の廃棄物処理の法体系

わが国の環境政策の根本は、「環境基本法」および「環境基本計画」に基づいており、個別の廃棄物処理政策は、個別には「廃棄物処理法」などによって成立している。

### (2) 「廃棄物処理と清掃に関する法律」(略称：廃棄物処理法)

わが国では、廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に区分されている。その中で、わが国の一般廃棄物と産業廃棄物の現状を把握する。そして、物資のフローは、資源→生産→流通→消費→廃棄と流れており、廃棄物の処理フローは、発生→保管→収集・運搬→中間処理→最終処分と流れていることを理解しよう。ここで、中間処理とは、破碎、圧縮、分別、焼却などのことであり、焼却処理、最終処分についてすこし詳しく説明する。

## 3. リサイクルの現状

### (1) 「循環型社会形成推進基本法」

循環型社会とは、資源を繰り返し利用すれば自ずと地球資源は節減され、廃棄物は減少し、地球環境は保全される。その基本法が、「循環型社会形成推進基本法」である

### (2) 関連8法

そのための関連個別8法が、・廃棄物処理法・資源有効利用促進法・容器包装リサイクル法・家電リサイクル法・食品リサイクル法・建設リサイクル法・自動車リサイクル法・グリーン購入法である。その簡単な仕組みを理解して、基本法の全体を把握する。

## 4. 資源循環型社会をつくるために

以上の廃棄物処理とリサイクルの過去と現状から見て、循環型社会実現のためには、何をすべきか、ともに考えてみよう。